

#### 4 基準認証等関係

共通的な指針に基づく見直し

##### ア 自己確認化

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
電話機やモデム等の端末機器や携帯電話等の特定無線設備の認証 （総務省）	電話機やモデム等の端末機器の技術基準適合認定制度や携帯電話、PHS等の特定無線設備の技術基準適合証明制度について、制度改正に伴う認証機関への公益法人以外の者の参入状況や製品等が基準・規格に適合しているか否かを評価する手続を我が国と諸外国との間で相互に認める相互承認協定（MRA）の実施状況等を踏まえつつ、事後措置等の拡充強化を前提とした上で、自己適合宣言制度の導入について引き続き対象分野の特性を踏まえて検討を行う。	平成13年度以降、制度改正（公益法人要件の撤廃、MRAの実施）の効果を注視しつつ、検討				（総務省） 端末機器の技術基準適合認定及び技術基準適合証明を行う認証機関の公益法人要件撤廃に係る法改正が、平成13年7月と11月に、また、日EC間のMRA実施法が平成14年1月に施行されたところであり、これらの制度改正の効果を注視しつつ引き続き検討中。なお、行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針に基づき実施計画の作成作業中。	
危険物施設の保安検査 （総務省） < 12 オ b の再掲 >	危険物施設の保安検査について、優良事業所については、自主検査を含め、危険物施設の適切な管理が維持されるよう更なるインセンティブを与えることができるような保安検査の在り方について検討する。	検査周期を延長するインセンティブ制度の結論を踏まえ検討				（総務省） 検査周期を延長するインセンティブ制度の結論を踏まえて検討する。	
高圧ガス製造施設等の検査 （経済産業省） < 12 イ の再掲 >	指定代行機関や優良事業者による自己検査の制度を適切に運用するため、技術の進歩等に応じて、その指定基準や認定基準等について、随時必要な見直しを行い、制度の運用に万全を期す。	随時				（経済産業省） 認定完成・保安検査実施者の認定基準について見直しを行った。【一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令（平成14年経済産業省令第55号）、コンビナート等保安規則の一部を改正する省令（平成14年経済産業省令第56号）、液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令（平成14年経済産業省令第57号）、冷凍保安規則の一部を改正する省令（平成14年経済産業省令第58号）、平成14年3月28日告示】	
超音波診断装置の薬事法に基づく申請 （厚生労働省）	超音波診断装置の薬事法に基づく申請について、一定の要件を満たしている場合には、当該企業が行う安全性試験検査データをもって、公的機関の検査データに代えることを可能にすることについて、検討する。	検討				（厚生労働省） 超音波診断装置の薬事法に基づく申請について、一定の要件を満たしている場合には、当該企業が行う安全性試験検査データをもって、公的機関の検査データに代えることを可能にする方策について、現在、検討中である。	

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
ボイラー等の検査 （厚生労働省） < 12 エ の再掲 >	ボイラー等の検査について、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度について検討する。	検討			（厚生労働省） ボイラー等の検査について、優良な安全管理体制を確立し、優良な実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度について、検討の一環として国内他法令及び諸外国の状況に関し調査を行ったところである。	

イ 国の代行機関（指定検査機関等）

規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
気象測器の検定 （国土交通省） < 11 才 の再掲 >	気象測器の検定については、気象庁長官に代わって一定の能力を有する民間の法人（営利法人を含む。）が検定を行うことができる制度を導入するとともに、検定の実施方法の簡素化を図る。 （第151回国会に関係法案提出）	法律案成立後公布	措置（施行）		（国土交通省） 「気象業務法の一部を改正する法律」（平成13年法律第47号、平成13年6月13日公布）により、気象庁長官に代わって一定の能力を有する民間の法人（営利法人を含む。）が検定を行う制度を導入するとともに、書面により器差を検査することにより気象測器の提出を不要とすることができる制度の導入等検定の実施方法の簡素化を図り、平成14年4月1日から施行することとした。	

ウ 性能規定化

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
危険物施設の保安検査 （総務省） < 12 オ Cの再掲>	危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、結論を得る。	検討	検討	検討 （結論）	（総務省） 危険物規制に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討委員会において、現行の危険物に係る技術基準の体系的な整理、各技術基準の趣旨、要求レベル、背景等の調査・分析等を行っているところであり、平成15年度中に結論を得る。	
石油コンビナートの防災資機材の基準 （総務省） < 12 カ の再掲>	石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所（一定量以上の危険物等を貯蔵又は取り扱う事業所）に備え付けなければならないこととされている防災資機材（化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船等）については、政令においてその具体的な仕様が規定されているが、この基準について随時必要に応じた見直しを行う等により、必要な防災能力を確保しつつ可能な限り事業者負担の軽減を図るよう的確に措置する。	随時			（総務省） 個別の資機材別に要望があれば、随時、導入できるかどうかを検討し、個々に可否を検討する予定。	
鉄道軌道上の特別高圧送電線の施設規制の緩和 （国土交通省） < 11 オ の再掲>	鉄道軌道上を交差する特別高圧送電線について、鉄道又は軌道の外側から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならないとされている規定について、性能規定化の検討を早急に進める。	検討			（国土交通省） 鉄道については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）」により性能規定化した。（平成14年3月31日施行） 軌道については、14年度以降検討する予定である。	
ボイラー及び第一種圧力容器の検査基準 （厚生労働省） < 12 エ A の再掲>	仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、性能規定化を完了する。	検討			（厚生労働省） ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格の性能規定化について、学識経験者、メーカーなどによる「ボイラー・圧力容器構造規格見直し委員会」を設置し、技術的検討を行っているところである。	

エ 国際的整合化

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
非常信号用具の取付位置要件の緩和 （国土交通省） < 11ウの再掲 >	自動車用の非常信号用具の取付位置については、現在運転席から見える位置とされているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。	検討			（国土交通省） 国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討を行っている。	
回転式助手席及び脱着式シート取扱要件の緩和 （国土交通省） < 11ウの再掲 >	我が国では、事故時の乗員保護の観点から、シートを後方に向けた場合にシートベルトが装着できない回転式又は脱着式シートを認めていないため、シートを前方に向けた状態で基準を満たせば認めているE E C基準に適合した自動車の販売が不可能となっているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。	検討			（国土交通省） 国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討を行っている。	
フォークリフトの速度制限の緩和 （国土交通省） < 11オの再掲 >	車種区分により異なるフォークリフトの速度制限について、今後、国際整合性及び安全確保の観点から、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間で議論を進めた上で、その妥当性について検討を行う。	検討 （13年度以降）			（国土交通省） フォークリフトの速度制限について、国際的に車種区分が統一されるよう、引き続き関係者間で議論を進めることとしている。	
自動車装置の相互承認の拡大 （国土交通省）	日本での安全の確保及び環境の保全に十分配慮しつつ、関係業界の要望も踏まえて、日本の基準と車両等の型式認定相互承認協定（略称）に基づく認定規則との整合化作業を進め、相互承認による負担の軽減等効果が大きいものから採用を拡大する。	逐次実施			（国土交通省） 道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成13年5月31日国土交通省令第94号）により、6つの認定規則に基づく装置を相互承認の対象品目に追加した。 5つの認定規則に基づく装置を相互承認の対象品目に追加するため、道路運送車両の保安基準等の一部改正についてのパブリックコメントの募集を行った。（平成14年1月22日）	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
化粧品の配合可能成分リスト（ポジティブリスト）の見直し（厚生労働省） < 8 イ の再掲 >	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト（ポジティブリスト）の見直しを図る。	逐次実施			（厚生労働省） 化粧品基準を定める件（平成12年9月29日厚生省告示第331号）を告示したところであるが、科学的根拠が示された成分については、配合可能成分リスト（ポジティブリスト）の収載等を見直しを図った。（平成13年3月30日厚生労働省告示第158号及び平成13年6月29日厚生労働省告示第234号）	
栄養補助食品に係る規制緩和（厚生労働省） < 8 イ の再掲 >	いわゆる栄養補助食品について、パブリックコメント等を通じ、内外の意見も聴きながら、できる限り国際的な制度との整合化を図る。	措置			（厚生労働省） いわゆる栄養補助食品を含めた機能表示を行う食品（保健機能食品）に係る制度として、内外の意見を踏まえつつ、食品衛生法施行規則の一部改正等により、個別に評価し表示を許可・承認する特定保健用食品と、規格基準に従う栄養表示を認める栄養機能食品の2つの分類からなる保健機能食品制度が新設され、平成13年4月1日から施行された。 なお、今後ともFAO/WHO合同食品規格計画（CODEX）等の国際的な動向を見極めつつ、栄養機能食品に関する基準の追加等、制度の充実に努めていくこととしている。	
医薬品等の製造に係るGMP基準（厚生労働省）	a 医薬品、医療用具について、日米欧間でGMP（Good Manufacturing Practice:製造管理及び品質管理に関する基準）の同等性や査察技術の同等性などを確認し、GMP相互承認を実施する。	交渉結果を踏まえ速やかに実施			（厚生労働省） EUとの間では、平成13年4月に医薬品GMPを含む4分野（電気通信機器、電気製品、化学品GLP）について相互承認協定に署名し、同協定は平成14年1月1日に発効した。（医薬品GMP分野は、18ヶ月を目途とする準備期間を設け、互いの制度や査察体制の確認を行った後に実施される。） 米国との間では、平成12年12月に相互に査察レポートや監視情報の交換に関する12項目の取り決めを行い、引き続き実施中。	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b アジア諸国等に対し、医薬品の製造管理に関する技術協力を推進するとともに、その製造管理技術の向上を踏まえつつ、GMP相互承認を実施する。	外国からの要請を受けて対応			(厚生労働省) シンガポールとの間で、平成14年1月に経済連携協定の署名に併せて共同宣言に署名。その一部にGMP分野が含まれており、今後、GMPに関する情報交換の協力を始める予定。	
医療用具の製造の承認 (厚生労働省)	a 日米欧の医療用具に係る規制について、承認の不要の範囲を含め、国際的な整合化を推進する。	医療用具国際整合化会合に参画し、その結果を踏まえ速やかに措置			(厚生労働省) 医療用具国際整合化会合に出席し、整合化のための各種議論に参画しているところである。	
	b 諸外国から医療用具に関する相互承認協議の要請があった場合には、その推進について積極的に対応する。	要請を受けて対応			(厚生労働省) 具体的な要請があれば対応する予定。	
医療用具の承認申請時の臨床試験データ要否の区分に関する国際整合化 (厚生労働省)	EUにおいて始められている医療用具の分類・名称の国際統一のための協議会（GMDNプロジェクト）に積極的に参加し、国際統一を早期に行うべく提案を行う。	積極的に参加			(厚生労働省) GMDNを我が国の医療用具規制に取り込むため、今年度から作業を開始したところである。	
GLP基準の確認申請手続 (厚生労働省、農林水産省、経済産業省)	各GLP基準の確認申請手続の簡素化について、関係省庁間で協議の上、検討する。	検討			(厚生労働省、農林水産省、経済産業省) 関係省庁間で、各GLP基準の確認申請書様式及び提出書類に関して共通化の検討を行った。パブリック・コメント等の所要の手続きを経て公表する予定。	
EMC基準の国際規格への整合化 (経済産業省)	EMC（Electro-Magnetic Compatibility：他の電気機器からの電磁妨害耐性）に関する技術基準を、現在の国際規格に整合化する。	検討	措置		(経済産業省) 電気用品の技術上の基準を定める省令第2項において大臣が認めた技術上の基準としてCISPR（EMCに関する国際規格）の取り入れを図っている。 なお、現在は、CISPR13 3 <sup>rd</sup> (1996)Amd.1(1998)の採用を作業中である。	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
J I S規格の整備 （経済産業省）	技術基準の性能規定化に併せて、必要に応じ、その基準に適合する仕様の例として活用できるようJ I S規格の整備を行うとともに、適切な民間規格、外国規格が整備されている場合には、同様にそれらの活用を図る。	必要に応じ実施			（経済産業省） 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、J I S規格を適正に整備すべく、平成14年度に官庁等におけるJ I S規格の活用実態等を調査する予定。当該結果等を踏まえ、必要に応じてJ I S規格の制定・改正・廃止を実施していく。	
ねずみ族駆除証明書及び駆除免除証明書の有効期間 （厚生労働省）	外国政府が発給したねずみ族駆除証明書及び駆除免除証明書の有効期間の見直しの必要性については、現在世界保健機関で行われている国際保健規則の見直しの結果を踏まえて検討する。	検討 （13年度以降）			（厚生労働省） 外国政府が発給したねずみ族駆除証明書及び駆除免除証明書の有効期間の見直しの必要性については、世界保健機関における国際保健規則の見直しを踏まえて検討することとしていたところ、同規則の改正作業が難航している状況にあるため引き続き、国際保健規則の見直し作業の進捗状況を注視することとしている。また、平成16年の感染症法の見直しに併せて行う検疫法の見直し作業においても、この問題を検討することとしている。	
強制法規担当部局と任意分野における適合性評価機関との間のネットワークの構築 （関係府省）	国際規格・国際ガイド等について強制法規担当部局が理解を深め、また、強制法規の適合性評価において、適切な場合における任意の適合性評価の結果の活用等についての意見交換、強制法規担当部局の意見を国際規格やガイドの策定に反映させる等のため、強制法規担当部局と任意分野における適合性評価機関が参加して、適合性評価制度を利用する観点から、国際規格・国際ガイドに対する意見の取りまとめや情報交換を行う場（ネットワーク）を平成13年（2001年）中に設置する。	措置			（経済産業省） 平成13年6月、日本工業標準調査会適合性評価部会に国内システム専門委員会を設置。省内外の強制法規担当部局及び任意分野における適合性評価機関が参加し、適合性評価を利用する観点から、国際規格・国際ガイドに対する意見・情報の交換等を行っているところである。	

オ 検査代行機関の指定要件等

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
特定無線設備の技術基準適合証明 (総務省)	特定無線設備の技術基準適合証明を行う指定証明機関について、これを民法第34条法人に限定することについて見直すこととし、併せて公正中立性を確保するための要件等を整備するべく、法改正等所要の措置を講ずる。 (第151回国会に係る法案提出)	措置 (法律案成立後公布・施行)				(総務省) 電波法の一部を改正し、公益法人要件の撤廃等について措置済み。(平成13年7月25日施行)	
端末機器の技術基準適合認定 (総務省)	端末機器の技術基準適合認定を行う指定認定機関について、これを民法第34条法人に限定することについて見直すこととし、併せて公正中立性を確保するための要件等を整備するべく、法改正等所要の措置を講ずる。 (第151回国会に係る法案提出)	措置 (法律案成立後公布・施行)				(総務省) 電気通信事業法の一部を改正し、公益法人要件の撤廃等について措置済み。(平成13年11月30日施行)	
消防用機械器具の検定 (総務省) < 12 オ の再掲 >	消防用機械器具の検定主体について、指定検査機関の公益法人要件の要否、公益法人要件を撤廃した場合の問題点等及び指定検査機関の指定要件に関する検討結果を踏まえ、必要に応じ関連法令の改正等の措置を的確に講ずる。	検討				(総務省) 消防用機械器具の検定を行う指定検定機関の公益法人要件を撤廃する。 (第154回国会に係る法案を提出)	
高圧ガス製造施設等の検査 (経済産業省) < 12 イ の再掲 >	指定代行機関や優良事業者による自己検査の制度を適切に運用するため、技術の進歩等に応じて、その指定基準や認定基準等について、随時必要な見直しを行い、制度の運用に万全を期す。	随時				(経済産業省) 認定完成・保安検査実施者の認定基準について見直しを行った。【一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第55号)、コンビナート等保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第56号)、液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第57号)、冷凍保安規則の一部を改正する省令(平成14年経済産業省令第58号)、平成14年3月28日告示】	
ボイラー等の特定機械等の検査 (厚生労働省) < 12(3)エ の再掲 >	ボイラーその他の特に危険な作業を必要とする機械等(特定機械等)の検査等に係る検査代行機関について、ワンストップサービスの実現に向け、指定条件の見直し作業を行う。	措置				(厚生労働省) 平成14年3月29日付け基発第0329017号により、指定条件の見直しの措置を講じた。	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
浄化槽の検査 （環境省）	浄化槽検査の受検率向上に向けて、営利法人への浄化槽検査業務の開放についての検討の結果を踏まえ、実効的な対応策を早急に講ずる。	検討			（環境省） 法定検査のあり方について調査検討を行い、住民の参加する維持管理組織の整備、市町村管理の推進等検査率の向上策について都道府県部局長会議で指示。（平成14年1月22日） 検査率の低い都道府県の今後の具体的取組を聴取し、都道府県の取組状況について引き続きフォローアップを行っているところ。	
食鳥検査の在り方 （厚生労働省）	食鳥検査については、国及び都道府県に設置された食肉・食鳥処理問題調整協議会（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）を活用し、より柔軟な検査体制の推進を含め、検査の在り方について検討する。	検討			（厚生労働省） 平成12年7月13日開催の第2回食肉・食鳥処理問題調整協議会における承認を受け、「食鳥検査における民間獣医師の活用について」（平成12年7月28日付衛乳第159号）を、各自治体及び政令市に対して発出し、食鳥検査における民間獣医師の活用等により柔軟な措置体制の推進について要請した。 さらに、その活用状況について、平成13年8月21日開催の第3回食肉・食鳥処理問題調整協議会において報告し、民間獣医師の活用等について確認を行うとともに、全国厚生労働関係部長会議（平成14年1月16日）及び全国食品衛生主管課長会議（平成14年2月18日）において、再度周知を図った。	

カ 重複検査の排除

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
強制法規と工業標準化法との重複検査の排除（経済産業省）	強制法規及び工業標準化法の各指定・認定期間当について、それぞれの法令で定める要件に合致する場合には、可能な限り相互の活用を図ることにより、重複検査を排除し、効率的な認証体制を構築する。	逐次実施			（経済産業省） 平成13年6月、日本工業標準調査会適合性評価部会に国内システム専門委員会を設置。省内外の強制法規担当部局及び任意分野における適合性評価機関が参加し、強制法規における任意の適合性評価制度の活用について意見・情報の交換等を行っているところである。	

その他（検査周期の延長、基準の緩和・簡素化・統一化・整合化等）

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
危険物施設の検査周期の延長 （総務省） < 12 オ a の再掲 >	危険物施設の保安検査について、優良事業所について検査周期を延長するインセンティブの導入について結論を得る。	結論				（総務省） 危険物施設の保安検査について、優良事業所について検査周期を延長するインセンティブの導入に関し、検査周期の設定に余寿命予測に基づく手法を導入することの可否について、特定屋外タンク貯蔵所の開放周期の算定方法に関する調査検討委員会において検討を行い、平成14年3月27日結論を得た。	
高圧ガス保安法における保安検査周期の延長 （経済産業省） < 12 イ の再掲 >	年1回の保安検査を義務付けられている高圧ガス設備の保安検査について、設備の安全管理体制等が優秀であるとの大臣の認定を受けた者に設備を稼働した状態で保安検査を自ら行うことを可能とする現行制度について、産業界全体に今一度周知を図り、一層の制度活用を促す。	措置				（経済産業省） 認定保安検査制度の内容について、高圧ガス保安協会主催「高圧ガス設備担当者会議」（平成13年11月）、日本LPガス協会主催「LPガス保安に関する講演会」（平成13年9月）、日本LPガスプラント協会主催「事業者向け保安技術講習会」（平成13年8月）（全国5ブロック開催）等の場を活用して周知を行った。	
ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査周期の延長 （厚生労働省） < 12 エ b の再掲 >	1年以内ごとに性能検査を受けなければならないボイラー及び第一種圧力容器について、設備の安全管理体制が優秀であると労働基準監督署長の認定を受けた者は設備を停止して行う開放検査の周期を2年とすることが可能である現行制度について、趣旨、手続、審査基準等について今一度広く周知を図り、一層の制度活用を促す。	措置				（厚生労働省） 周知用リーフレットを作成したところであり、これを用いて広く制度の周知を図り、一層の制度活用を促すこととしている。（平成14年2月20日付基安安発第0220003号）	
電気事業法と労働安全衛生法におけるボイラーの基準等の統一 （経済産業省、厚生労働省）	ボイラーの構造基準のうち例えば安全弁の容量の算定方法などでボイラーの種類、規模、圧力等からみて規定の整合化の観点から共通的に適用が可能と考えられる部分がないか、検討する。	検討	措置			（経済産業省） 電気事業法におけるボイラーの構造基準は性能規定化されているところであるが、平成14年度早期に「発電用火力設備の技術基準の解釈」の一部を改正し、所要の措置を講ずるべく検討を行っている。 （厚生労働省） ボイラー構造規格の性能規定化の検討に合わせて、平成14年度中に所要の措置を講ずるべく検討を行っている。	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
<p>JIS制度の改善 （経済産業省及び関係府省）</p>	<p>関係府省が連携して可能な限りJIS規格と技術基準、政府調達 の調達基準等との整合化を図る。</p>	<p>検討</p>			<p>（経済産業省） 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画 （平成14年3月29日閣議決定）に基づき、JIS規格を適正 に整備すべく、平成14年度に官庁等におけるJIS規格の 活用実態等を調査する予定。当該結果等を踏まえ、必要に 応じてJIS規格の制定・改正・廃止を実施していく。 また、電気用品安全法においては、電気用品の技術上の 基準を定める省令第2項において経済産業大臣が認めた基 準として、JIS規格を取り入れた。（「電気用品の技術 上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準」（平成 14年3月18日策定）により措置した。）</p>	
<p>長距離パイプ ラインに係る規制 （経済産業省） &lt; 12カ の再 掲 &gt;</p>	<p>長距離パイプラインに係る適用法規の在り方、技術基準等につい て、安全の確保等を踏まえつつ検討する。</p>	<p>検討</p>			<p>（経済産業省） ガスパイプライン安全基準検討会（原子力安全・保安院 長の私的研究会）において、関連保安規制各法の安全基準、 技術基準の整合化、新技術等の導入を踏まえた安全基準等 の考え方について検討を進めているところ。平成14年3月 27日に中間取りまとめを実施した。</p>	
<p>電気用品安全法 における近接表 示禁止規定の廃 止 （経済産業省）</p>	<p>電気用品安全法における他法の表示事項の近接表示禁止規定を 廃止する。</p>	<p>措置</p>			<p>（経済産業省） 「電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令」（平 成13年経済産業省例題20号）により措置した（平成13年4月 1日施行）。</p>	
<p>タンクローリー に関する規制緩和 （総務省） &lt; 12(3)オ の 再掲 &gt;</p>	<p>移動タンク貯蔵所（タンクローリー車）について、欧米の 輸送実態の検証等を行い、積載物の種類や容量の制限、タンクの構 造強化等により、安全性を損なわないことを条件に、間仕切及び防 波板の設置義務の緩和・撤廃の可否について検討する。</p>	<p>検討</p>	<p>結論</p>		<p>（総務省） 過去の事故の形態、漏えい原因などの分析を行い、移動タ ンク貯蔵所（タンクローリー車）の間仕切及び防波板の設置義務 の緩和・撤廃の可否について移動タンク貯蔵所の安全性に 関する調査検討委員会において検討している。</p>	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
電気用品安全法の運用改善 （経済産業省）	平成11年の電気用品安全法の制度変更については、甲種電気用品について政府認証が廃止された一方で、乙種電気用品については、型式区分の届出と検査記録の作成保存が義務付けられ事業者の義務が強化された結果となったが、型式区分の記載内容について、技術革新等に対応し今後も適宜事業者の意見を取り入れ、合理的に変更していくとともに、優良事業者には、検査方法や記録保存の形態等について負担を軽減する等の措置を検討する。	逐次実施			（経済産業省） 電気用品安全法は、旧電気用品取締法における事前規制を合理化し、事後措置の充実を図ることを目的に、平成13年4月に施行されて間もないことから、まずは新法の遵守徹底を図ることが重要である。型式区分の記載内容の合理的変更等については、今後も適宜事業者の意見を取り入れつつ、適時対応していくこととする。	
医薬品等の製造業等の許可申請 （厚生労働省）	医薬品等の製造業等における分置倉庫について、隣接都道府県における設置を認めることについて検討する。	結論			（厚生労働省） 医薬品等の製造業等における分置倉庫について、隣接都道府県における設置を認めることとした。（平成14年3月27日付医薬発第327010号）	
エレベーターの製造許可 （厚生労働省）	労働安全衛生法に基づくエレベーターの製造許可については、申請者の負担軽減の観点から、製造許可手続の簡素化について検討する。	検討			（厚生労働省） 建築基準法の適用されるエレベーターとして実績のあるものに係る製造許可手続の簡素化について検討を行っているところである。	
ボイラーの遠隔制御についての基準 （厚生労働省） < 12(3)エの再掲	ボイラーの遠隔制御についての基準について、安全性を損なわない範囲で、対象となる遠隔制御方式ボイラーの基準、点検基準等について見直しを図る。	検討	措置		（厚生労働省） ボイラーの遠隔制御について、点検の基準等を見直すため、「ボイラーの遠隔制御等基準見直し検討委員会」を設け、技術的検討を行っているところであり、平成14年度に所要の措置を講ずる予定である。	
簡易専用水道の検査 （厚生労働省）	簡易専用水道（会社やマンション等で、受水槽を設け、各戸に水を供給するもの）について、その検査を含む管理に関する規制全体を見渡した上で、より実効的な水質確保がなされるよう、所要の措置を的確に講ずる。	検討			（厚生労働省） 平成13年7月に水道法が改正され、ビル等の貯水槽水道における管理の充実を図るため、貯水槽水道に関し、水道事業者及び貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていることが供給規定の要件に追加された。（「水道法の一部を改正する法律」平成13年法律第100号。平成13年7月4日公布。） これについて、水道事業者は、平成15年3月31日までに供給規定の変更を行うこととされている。	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
石油製品の輸出承認制度 （経済産業省）	石油製品輸出に係る個別申請・承認制度については、緊急時対応のための体制を整備の上、平時においては石油製品を輸出承認制度の対象から外す。	措置			（経済産業省） 「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」（平成13年生例題335号・平成14年1月1日施行）により、平時における石油製品の輸出承認制度を廃止した。	
輸出入及び港湾諸手続の電子化、ワンストップサービス化 （財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）	輸出入・港湾諸手続について、平成13年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。	検討・結論			（財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省） 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス（シングルウィンドウ化）の推進を図るため、関係府省の間において検討体制（「輸出入・港湾手続関係府省連絡会議」）を整備。当該連絡会議の申合せに基づき、1回の入力・送信で関係府省に対する全ての必要な輸出入・港湾関連手続ができるシングルウィンドウ化の早期実現に向けシステム開発作業中。（平成15年度のできるだけ早い時期目標）	
1エbの再掲	さらに、通関情報処理システム（NACCS）と港湾EDIシステムについては平成13年度中を目途に接続、NACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム（JETRAS）については、平成14年度までを目途に、また、NACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システム（仮称）についても、平成14年度までを目途に、それぞれ連携する。  なお、平成15年度までの実現を予定している輸出入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用や各種輸出入手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を検討する。	措置		15年度までに検討・結論	通関情報処理システム（NACCS）と港湾EDIシステムについては平成14年1月に接続した。今後平成14年度を目途に、NACCS、港湾EDIシステム、乗員上陸許可支援システムの連携を進める。 平成14年度中にNACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム（JETRAS）の接続を行うため、作業中。平成14年度目途に港湾統計作成について、NACCSへ提出した積荷情報の有効活用。 民間の収納インフラの利活用等につき、検討を開始した。 貿易金融EDI（TEDI）と行政手続の用に供するシステムの連携に関する調査研究を平成14年度より実施する。	
執務時間外の貨物の積卸しに係る許可制から届出制への移行 （財務省）	税関の執務時間外における貨物の積卸しに係る許可制を届出制にする。	措置 （13年4月）			（財務省） 関税定率法等の一部を改正する法律（平成13年法律第21号）により、税関の執務時間外における貨物の積卸しに係る許可制を届出制とした。（平成13年4月1日施行）	

規制改革3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
執務時間外の貨物の積卸しに係る許可手数料の廃止 （財務省）	税関の執務時間外における貨物の積卸しに係る許可手数料を廃止する。	措置 （13年4月）			（財務省） 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成13年政令第153号）により、税関の執務時間外における貨物の積卸しに係る許可手数料を廃止した。（平成13年4月1日施行）	
執務時間外の貨物の搬出入等に係る届出制の廃止 （財務省）	税関の執務時間外における保税地域への貨物の搬出入等に係る届出制を廃止する。	措置 （13年4月）			（財務省） 関税定率法等の一部を改正する法律（平成13年法律第21号）により、税関の執務時間外における保税地域への貨物の搬出入等に係る届出制を廃止した。（平成13年4月1日施行）	
航空輸出貨物における予備審査制の導入 （財務省）	航空輸出貨物について、輸出申告関係書類をあらかじめ税関に提出し、税関における書類審査を事前に受けることができる予備審査制を導入する。	措置			（財務省） 平成13年3月31日付関税局長通達（財関第265号）により、航空貨物に係る輸出予備審査制度を導入した。（平成13年4月1日施行）	
仕入書に代わる書類として提出を認める社内帳票等の取扱い （財務省）	輸入申告において、仕入書に代わる書類として社内帳票等の提出を認める基準額（課税価格の合計額が10万円以下）を拡大する。	措置			（財務省） 平成13年3月31日付関税局長通達（財関265号）により、輸入申告において、仕入書に代わる書類として社内帳票等の提出を認める基準額を10万円から20万円に拡大した。（平成13年4月1日施行）	